

御意見を募集します。

「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の一部を改正します。

募集期間 令和2年2月3日～令和2年3月3日

横浜市では、平成28年6月に「横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」（以下「サ高住指針」という。）を定め、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という）に対して指導を行っています。サ高住のうち、有料老人ホームに該当する住宅についても、サ高住指針（「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「有料指針」という。）を準用）を適用しています。

この度、神奈川県から、令和2年4月1日付けで県の有料指針の改正を行う予定との連絡があり、本市の健康福祉局高齢施設課においても有料指針を改正することになりました。

そこで、サ高住指針についても、有料指針の改正内容を踏まえ、共管の健康福祉局高齢施設課と調整の上、令和2年4月1日付けで改正します。

#### 主な改正内容（※詳細は別紙を御参照ください）

- ・定款に有料老人ホーム事業を明記することについて、努力規定とします。
- ・エレベーターのストレッチャーの収納構造について、努力規定とします。また、操作盤の高さについての努力規定を追加します。
- ・緊急通報装置の設置箇所から、エレベーターを削除します。
- ・協力医療機関について、近距離で、かつ診療科目を標榜している医療機関と協力するよう明記します。
- ・特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあつては、神奈川県国民健康保険団体連合会の連絡先を入居者に周知するよう規定します。
- ・市の電話番号を、苦情窓口ではなく、サービス付き高齢者向け住宅の運営指導の機関として重要事項説明書等に記載させる規定に改正します。
- ・特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた住宅にあつては、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」を踏まえて報告するよう規定します。
- ・職員の配置数について、適切な職員体制を確保するよう明記します。
- ・手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領する場合についての規定を追加します。

#### 施行予定日

令和2年4月1日

#### 御意見の提出方法

御住所、お名前を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。（形式は自由です。）

##### ① 郵送

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX横浜関内ビル4階  
横浜市建築局住宅部住宅政策課

##### ② FAX 045-641-2756

③ 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

#### その他

①お電話での御意見の受付はできません。

②いただいた御意見は、個人情報を除き公表することがありますので、あらかじめ御了承願います。

③いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

④御意見の提出に伴い取得した電子メールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理します。